



下呂市乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内



令和8年下呂市告示第108号

## 下呂市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 企業主導型保育施設 支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業に取り組む施設をいう。

(対象児童)

第3条 事業を利用することができる者（以下「対象児童」という。）は、事業を利用する時点において、本市に住所を有する生後6月から満3歳までの乳児又は幼児（保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は企業主導型保育施設を利用している乳児又は幼児を除く。）であつて、下呂市乳児等支援給付認定に関する事務取扱要綱（令和〇年下呂市告示第〇号）第5条第1項に定める支給認定証の交付を受けたものとする。

(利用時間)

第4条 事業を利用することができる時間（以下この条において「利用時間」という。）は、30分を単位とし、対象児童1人当たり月10時間を上限とする。この場合において、1回当たりの利用時間は、1時間を下限とする。

(実施施設)

第5条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、別表のとおりとする。

(利用定員)

第6条 1日あたりの実施施設の利用定員は、3人とする。

(実施時間及び休日)

第7条 事業の実施時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、実施施設の状況等により、市長が必要と認めるときは、実施時間又は休日を変更することができる。

(1) 実施時間 午前8時30分から午後4時まで

(2) 休日 下呂市保育所管理規則（平成16年下呂市規則第72号）第4条第1項に規定する保育所の休園日及び市長が特に必要と認めた日

(利用の申込み等)

第8条 事業を初めて利用しようとする対象児童の保護者（以下「認定保護者」という。）は、実施施設が指定する日までに、当該実施施設において、別に定めるところにより面談を受けなければならない。

2 事業を利用しようとする認定保護者（以下「利用者」という。）は、実施施設が指定する日までに、実施施設に当該利用に係る申込みをしなければならない。

3 実施施設は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、当該利用者に通知するものとする。

(利用者負担額)

第9条 市長は、利用者から事業を実施するために必要な費用の一部として、下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する規則（令和8年下呂市規則第28号）第3条に規定する利用者負担額を徴収するものとする。

2 実施施設は、実施施設ごとに定める期日以後に利用がキャンセルされた場合には、当該利用に係る利用者負担額を利用者から徴収することができる。

3 市長は、当該利用者が下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する規則第4条に定める利用

者負担額の減免の承認を受けた者である場合、利用者負担額の一部又は全部を徴収してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

名称	位置
下呂市立きたこども園	下呂市萩原町野上768番地
下呂市立わかばこども園	下呂市小川1048番地1
下呂市立かなやまこども園	下呂市金山町金山2301番地3